

(第一類 第八号)

第十回 国会 厚生委員会議録 第十八号

(五三〇)

昭和二十六年三月二十七日(火曜日)

午後零時三分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君
理事官 橋 直治君
中川 俊思君
岡 良一君

委員長 松永 佛骨君
理事官 橋 直治君
田中 元君
山村 新治郎君
清藤 唯七君
松谷 天光光君

出席國務大臣

厚生大臣 黒川 武雄君

委員外の出席者

議員 厚生技官(公衆衛生) 局組合防諱官

専門員 川井 章知君

専門員 引地 亮太郎君

専門員 山本 正世君

三月二十四日

医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案(内閣提出第一
二七号)(予)

本日の会議に付した事件
医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案(内閣提出、第
一二七号)(予)

請願

一 結核病床増設等に関する請願
(小林進君紹介)(第五五一号)

二 同(高田富之君外一名紹介)
(第一一五五号)

三 同(刈田アサノ君紹介)(第一
五〇六号)

四 結核病床増設に関する請願
(船田亨二君紹介)(第五五二
号)

五 同(山口好一君外一名紹介)
(第六二二号)

六 同(守島伍郎君紹介)(第八三
八号)

七 同外一件(福田昌子君紹介)
(第八五四号)

八 同(大石ヨシエ君紹介)(第一
〇二〇号)

九 同(多田勇君紹介)(第一〇一
号)

同(遠藤三郎君紹介)(第一
四八号)

一 同(井之口政雄君外一名紹介)
(第一一四九号)

二 同(堤ツルヨ君紹介)(第一二
二号)

三 同(井之口政雄君外一名紹介)
(第一一五六号)

二八 同(青柳一郎君紹介)(第九〇
四号)

二九 同(多田勇君紹介)(第一〇二
六号)

三〇 同(今野武雄君外一名紹介)
(第一一五四号)

三一 同(堤ツルヨ君紹介)(第一二
二五号)

三二 同(刈田アサノ君紹介)(第一
四九七号)

三三 札幌市にアフター・ケア施設
確立の請願(柄澤さち子君外
一名紹介)(第一〇六二号)

三四 結核患者の生活援護に関する
請願(山口武秀君紹介)(第一
三四〇号)

三五 國費によるストレートマイシ
ン、バス、ティビオൺ等支給
の請願(船田亨二君紹介)(第一
五七七号)

三六 同(山口好一君外一名紹介)
(第六二三号)

三七 同(福田昌子君紹介)(第八六
〇号)

三四 同(青柳一郎君紹介)(第九〇
二号)

三九 同(小松勇次君紹介)(第九〇
三号)

四〇 同(多田勇君紹介)(第一〇一
六号)

四一 同(太石ヨシエ君紹介)(第一
〇一七号)

四二 同(大石ヨシエ君紹介)(第一
一四一号)

四三 同(井之口政雄君外一名紹介)
(第一一五六号)

四四 同(刈田アサノ君紹介)(第一
五〇二号)

五五 〇松永委員長 これより会議を開きま
す。

医師法、歯科医師法及び薬事法の一
部を改正する法律案を議題とし、審査
に入ります。まず黒川厚生大臣より趣
旨の説明をお聞きしたいと存じます。

医師法、歯科医師法及び薬事法の
一部を改正する法律案

第一条 医師法(昭和二十三年法律
第二百一号)の一部を次のよう
に改正する。

第二十二条 医師は、診療上患者
が薬剤の交付を受ける必要があ
ると認める場合には、患者又は
現にその看護に当つてている者に
対し、処方せんを交付しなけれ
ばならない。

第二十三条 歯科医師法(昭和二十三年
法律第二百二号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二十一条 歯科医師は、診療上
患者が薬剤の交付を受ける必要
があると認める場合には、患者
又は現にその看護に当つている
者に對し、処方せんを交付しな
ければならない。

三月二十四日
委員井之口政雄君辞任につき、その
補欠として刈田アサノ君が議長の指
名で委員に選任された。

同月二十六日
委員大西禎夫君、田中元君、中川俊
思君及び金子與重郎君辞任につき、
その補欠として橋直治君、岡崎勝男
君、山本猛夫君及び小林運美君が議
長の指名で委員に選任された。

同月二十七日
委員岡崎勝男君及び山本猛夫君辞任
につき、その補欠として田中元君及
び中川俊思君が議長の指名で委員に
選任された。

三月二十四日
同(山口好一君外一名紹介)
(第六二二号)

同(守島伍郎君紹介)(第八三
八号)

同外一件(福田昌子君紹介)
(第八五四号)

同(大石ヨシエ君紹介)(第一
〇二〇号)

同(多田勇君紹介)(第一〇一
号)

同(遠藤三郎君紹介)(第一
四八号)

同(井之口政雄君外一名紹介)
(第一一四九号)

同(堤ツルヨ君紹介)(第一二
二号)

同(井之口政雄君外一名紹介)
(第一一五六号)

みやかに整備されたいというのであります。

○松永委員長 次に日程第四ないし第

一三、結核病床増設に関する請願、文書表第五五二号、第六二一号、第八三八号、第八五四号、第一〇二〇号、第一〇二二号、第一一四八号、第一一四九号、第一一二八号及び第一五〇三号、以上十件の請願を一括して議題といたします。

いたします。紹介議員にかわって岡良一君にお願いします。

○岡(眞)委員 本請願の請願者は、宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内瀧山邦夫君外百九十七名の出したものであります。

その要旨は、現在結核の病床はわずかに七万床前後であつて、現在のように、結核患者がどんどんふえておる実情に対しても、なかなか感じられるものではないので、ぜひとも少しも三十万床くらいは結核病床を国の責任においてやさしてもらいたいという趣旨であります。

○松永委員長

次に日程第一四ないし第二二、結核患者に国民健康保険の全

面適用に関する請願、文書表第五七三号、第六二六号、第六三〇号、第八七九号、第九〇六号、第一〇二七号、第一一五七号及び第一一二四号、以上八件の請願を一括議題といたします。紹介議員にかわって堀川委員に御説明をお願いいたします。

○堀川委員 請願者一名、本請願の要旨は、厚生年金法による障害手当金の支給額は、昭和二十一年九月にさかのぼつて旧法よりはる

かに引き上げられたのであるが、昭和二十二年九月以前に発病して旧法によつて支給されている被保険者は新法に比し、わざかに十分の一に等しい額で、しかも年金の掛金は長年かけているという著しい矛盾を生じている。ついては、昭和二十二年九月以前に発病した被保険者に対しても新法を適用されたいというのであります。

○松永委員長 次に日程第二二ないし

第一四、結核患者の作業療法に関する請願、文書表第八五九号、第一〇一〇号及び第一四九五号、以上三件の請願を一括して議題といたします。紹介議員にかわって岡委員より御説明を求めます。

○岡(眞)委員 本請願の請願者は、東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟の代表である近藤正雄君であります。

本請願の要旨は、作業療法は、病状の安定した患者に歩行、農耕等の仕事を病状に応じて行わせることにより、相当程度の負担に堪えられる体力並びに能力を修得することを目的とする治療過程であり、退所して社会に復帰した場合の病気再発を防止する上に大効果があるが、作業療法にあてる予算が少ないため、設備は、はなはだ貧弱である。ついては、作業療法設備の充強化を要望するというのが、この請願の趣旨であります。どうか慎重重複審議の上、御採択のほどをお願いいたします。

○松永委員長 次に日程第二五、結核病床増設に関する請願、文書表第九八二号を議題といたします。紹介議員が見えませんので、要旨の説明を、かわって岡委員よりお聞きしたいと存じます。

○松永委員長 次に日程第二五、結核

病床増設に関する請願、文書表第八七四号を

議題といたします。紹介議員福田昌子君のかわりに岡委員より御説明を願います。

○岡(眞)委員 本請願の請願者は、東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟の代表近藤正雄であります。

本請願の要旨は、現生活保護法は原則として疾病に対する直接の扱いではいかにも知れないが、医療扶助における結核の取扱いは大きな比率を示しております。ついては、完全な社会保障に基づく結核対策が確立するまで、生活保護法の結核患者の取扱いに関して、少なくとも次の点を特例として扱われたい

といふのである。(一)結核患者が入院した場合、その世帯に対する査定基準に、家族の予防及び栄養費、月三回の見舞費、交通費、手術費等の加算を認めること。(二)自宅療養の場合、家の広さ等を最低基準のわくに拘束せず、隔離できる広さを認めるとともに、患者の栄養量は入院患者の給食と同様一日七点とし、伝染予防費、家族の栄養費を加算すること等。といふのであります。慎重審議の上、採択のほどお願いいたします。

○松永委員長 次に日程第二七ないし

第三二、アフター・ケア施設確立に関する請願、文書表第八七二号、第九〇四号、第一〇二六号、第一一五四号、第一二三五号、第一四九七号、以上六件の請願を一括して議題といたします。紹介議員が見えませんから、亘委員より要旨の説明をお聞きしたいと存じます。

○三委員 本請願の請願者は、東京都北多摩郡清瀬村日本患者同盟代表近藤正雄外二千二百十五名であります。

その要旨は、わが国のアフター・ケア施設は、国費がわざかに二、三を数えるのみで、結核患者推定百五十万ないし二百万に対しわざかに九万余の病床にすぎず、入院を待ちこがれる患者のため、軽患者を退所させようとしているが、そのほとんどが帰るべき家もない、生活できる職業もないあります。紹介議員が見えませんので、要旨の説明を、かわって岡委員よりお聞きしたいと存じます。

○松永委員長 次に日程第三四、結核患者の生活援護に関する請願、文書表第一三四〇号を議題といたします。紹介議員山口武秀君が見えませんから、かわって要旨を朗読いたします。

結核患者の生活援護に関する請願、請願者は茨城県鹿島郡輕野村白十字農園療友会代表石川進君であります。本請願の要旨は、結核患者に対する生活援護のため、次の事項を実現されたいといふのである。(一)結核患者をかく首退職させないこと。(二)健康保険給付期間を二箇年に延長すること。

(三)アフター・ケア施設を確立するこ

と、(二)職場におけるアフター・ケアを施行するよう徹底されること。

以上であります。何とぞ御審議の上

御採択あらんことを願います。

○松永委員長 日程第三三、札幌市アフター・ケア施設確立の請願、文書表第一〇六二号を議題といたします。

慎重審議の上御採択のほどをお願い申上げます。

○松永委員長 次に日程第二七ないし

第三二、アフター・ケア施設確立に関する請願、文書表第八七二号、第九〇四号、第一〇二六号、第一一五四号、第一二三五号、第一四九七号、以上六件の請願を一括して議題といたします。紹介議員が見えませんから、亘委員より要旨の説明をお聞きしたいと存じます。

札幌市にアフター・ケア施設確立の請願、請願者札幌市議会議長福島利雄君。

本請願の要旨は、北海道は、わが国再建の最も重要な基盤であります。結核死亡率は最高位を示している。ついては、北海道を結核撲滅より護り、あわせて療養所を軽快して退所する結核患者の再起をはかるため、職業補導と健康管理を内容とする後保護施設を札幌市に設置されたいといふのであります。

その要旨は、わが国のアフター・ケア施設は、国費がわざかに二、三を数えるのみで、結核患者推定百五十万ないし二百万に対しわざかに九万余の病床にすぎず、入院を待ちこがれる患者のため、軽患者を退所させようとしているが、そのほとんどが帰るべき家もない、生活できる職業もないあります。紹介議員が見えませんから、かわって要旨を朗読いたします。

○松永委員長 日程第三四、結核患者の生活援護に関する請願、文書表第一三四〇号を議題といたします。紹介議員山口武秀君が見えませんから、かわって要旨を朗読いたします。

結核患者の生活援護に関する請願、請願者は茨城県鹿島郡輕野村白十字農園療友会代表石川進君であります。本請願の要旨は、結核患者に対する生

活援護のため、次の事項を実現されたいといふのである。(一)結核患者をかく首退職させないこと。(二)健康保険給付期間を二箇年に延長すること。

(三)アフター・ケア施設を確立するこ

○松永委員長 次に日程第三五ないし第四四、国費によるストレプトマイシン、バス、ティビオノ等支給の請願、文書表第五七七号、第六二三号、第八六一号、第九〇二号、第九〇三号、第一〇一六号、第一〇一七号、第一一二号、第一一五六号及び第一一五〇二号、以上十件の請願を一括して議題といたします。紹介議員が見えませんので、丸山君に要旨を説明願いたいと存じます。

○丸山委員 本請願の請願者は宇都宮市外中丸国立療養所梅花寮内龍山邦夫

外二百名から出たものでございまして、その要旨は、現在、結核治療に対しては、外科手術とともに、高価薬品が使用されているが、その用途はきわめてわずかで、ストレプトマイシンが療養所に配給になつても、立替金のない患者は使用できず、せつかく適応症であつても金のないために使用できなさい。ストレプトマイシンは、輸入品を民間会社が買いつけるためか、保険証を使用できるものでも自費負担しなければならず、バスは、健康保険で認めっていても、生活保護法ではその使用は認められない。ついては、患者一日の医薬品を増額し、ストレプトマイシン、バス、ティビオノ等は全額国庫負担で配給し、バスを生活保護法にも適用されたいというのであります。

○松永委員長 本日議題といたしました結核予防治療及び健保等の各請願についての政府の意見をお聞きしたいと存じます。

○小川説明員 ただいまいろいろ御説明になりました結核関係の請願について一言申し上げたいと思います。